

奈良県経済産業振興大綱策定に係る調査検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和3年4月8日
奈良県産業・観光・雇用振興部
産業政策課

第1 委託業務の目的

県内産業の好循環につなげ県民の豊かな暮らしを実現するため、令和元年度において、製造業を中心とした産業動向に関する調査・分析等を進めたところである。

本業務は、別掲の令和元年度調査分析結果に農畜水産業及び観光産業※を追加し、各産業の動向や新型コロナウイルス感染拡大の影響等による外部環境の変化を踏まえた上で、奈良県の強みを活かした商工業、農畜水産業及び観光産業の連携のあり方と経済への好影響を明らかにするとともに、連携による効果を高めるための施策について、経済循環促進の観点から提案することとする。

(※観光産業とは、日本産業分類に定義がないため旅行業と宿泊業を中心として運輸業、飲食業等幅広い分野を横断する産業を指すものとする。)

第2 委託業務の概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 奈良県経済産業振興大綱策定に係る調査検討業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書」に示す業務の内容のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和3年10月29日(金)まで |
| (4) 委託金額 | 3,002,835円(消費税及び地方消費税込み)を上限とし、税率は10%とする。 |

第3 委託契約候補者の選定方法

- ① 標準歩掛等、積算基準の定めがない非定型な業務である
 - ② 高度で専門的な技術、経験を要する業務である
- このことから、公募型プロポーザル方式により、委託業者の選定を行う。

第4 企画提案書の審査

産業・観光・雇用振興部産業政策課長(以下「担当課長」という。)は、本業務に係る提案書に関し、提案書の内容を審査するため、選定審査会を設置する。

第5 選定審査会の役割

提出のあった企画提案書の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定する。

第6 公募型プロポーザルへの参加資格

次の各条件すべてに該当する者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から選定通知の日までの期間に、奈良県物品購入等の契約にかかる入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 物品購入等にかかる競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「4 検査・分析・調査業務」に登録していること。

第7 公告及び関係書類の配布方法

公告は、以下の奈良県のホームページに掲載する。

- ① 産業・観光・雇用振興部産業政策課のページ

<http://www.pref.nara.jp/1663.htm>

- ② 会計局総務課の「入札情報」リンク集（物品・印刷以外の関連情報）のページ

<http://www.pref.nara.jp/12700.htm>

仕様書、参加表明書等各種様式、評価基準の配布は、公告日から参加表明書提出期限日まで、県庁本庁舎6階産業・観光・雇用振興部産業政策課又は上記ホームページからダウンロードにて行うものとする。

第8 参加表明書作成に関する質問の受付及び回答

参加表明書作成に関する質問は、FAX(任意様式)での受付とし、すべての質問を取りまとめたうえで、下記アドレスの奈良県ホームページに掲載する。

アドレス：<http://www.pref.nara.jp/1663.htm>

第9 参加表明書の受理

参加表明書の提出があった場合は、内容を「公告文」等に基づき精査のうえ速やかに受理するものとする。期限までに提出のない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

- 2 参加表明書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとする。

第10 企画提案書の提出依頼

担当課長は、参加表明者のうち提出者として選出しなかった者及び参加要件を満たさない者に対して、その旨と理由（以下「非選出理由」という。）を「非選出通知書」により通知するものとする。

- 2 担当課長は、選出した者に対し、「提案書の提出依頼について」に下記資料を添付のうえ、企画提案書の提出を依頼するものとする。
 - (1) 企画提案書の様式
 - (2) 貸与資料等の必要な資料

第11 企画提案書の受理

提出者から、企画提案書の提出があった場合は、担当課長は、内容を「企画提案書の提出依頼について」等に基づき精査のうえ速やかに受理するものとする。

- 2 担当課長は、ヒアリングの開催について、提出者にヒアリングの開催通知を行い、ヒアリングを実施する。
- 3 企画提案書の提出期限後における内容の変更は認めないものとする。
- 4 企画提案書の提出期限までに受理者の数が2者に達しない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、選定審査会にて事業者の提案書を総合的に判断することとする。

第12 企画提案書に係る審査及び評価の基準

企画提案書に係る審査については、後日、提案者へのヒアリングを実施し、選定審査会にて評価を行うものとする。

- 2 選定審査会は、「受託事業者を選定するための評価基準（別紙）」に基づき提案書の内容について評価を行うものとする。

第13 受託業者の選定

選定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

- 2 選定審査会は、評価した合計点が最高の提案書を選定するものとする。
- 3 評価の結果、最高点が複数の場合は、委員長が最高得点の提案書の中から最も優れた提案書を選定するものとする。

第14 提案者への通知

担当課長は、選定した者に対して「選定通知書」により通知するとともに、選定しなかった者に対して、「非選定通知書」により通知するものとする。

- 2 提出された提案書は、提案者に無断で使用しないものとする。
- 3 選定しなかった提案書については、希望する提出者にのみ返却する。

第15 選定結果の公表

担当課長は、選定結果について、ホームページその他の公表手段により公表するものとする。

第16 非選出理由及び非選定理由の説明申請

「非選出通知書」による通知を受けた者及び「非選定通知書」による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の説明を希望する者は、「非選出通知書」又は「非選定通知書」の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に、担当課長に書面により提出しなければならないものとする。
- 3 担当課長は、前項の規定により提出があったときは、「非選出理由説明書」又は「非選定理由説明書」により、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に提出者に回答しなければならない。

第17 契約

担当課長は、特記仕様書の作成及び委託価格の設定にあたっては、選定された企画提案書を尊重するものとする。

- 2 担当課長は、前項の規定により特記仕様書の作成及び委託価格の設定後、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により双方協議のうえ、随意契約を行うものとする。

第18 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号いずれかに該当する者である場合は免除します。

第19 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、本県がこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

第19 再委託の禁止

業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ発注者に届出を行い、承認を得ること。

受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。